明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

合併につき株券等提出公告

当社は、西部瓦斯株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月三十日

福岡県中間市池田一丁目四番一号

中間ガス株式会社

代表取締役社長　古藤満洲男

合併につき株券等提出公告

当社は、いちよし証券株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年一月四日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月三十日

長崎県佐世保市戸尾町三番六号

佐世保證券株式会社

代表取締役　三浦桂一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるサイモン・アダム・ロスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月三十日

東京都中央区築地一丁目一三番五号二一〇七

プライトリアン・リソーセズ・インク

日本における代表者

サイモン・アダム・ロス

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である清水淳之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年十一月三十日

東京都港区芝大門一丁目一五番七号芝大門ＡＢＣ館ビル九階

アルクスシッピングアンドチャータリングプライベートリミテッド

日本における代表者　清水　淳之

限定承認公告

本籍福島県福島市松川町水原字山居二三番地、最後の住所福島県福島市上鳥渡字しのぶ台三四番地の三　被相続人　亡　鈴木　孝雄

右被相続人は平成二十二年八月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月二十五日福島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

福島県福島市上鳥渡字しのぶ台三四番地の三

相続財産管理人　鈴木　淳司

限定承認公告

本籍東京都北区赤羽西三丁目九九三番地、最後の住所埼玉県川口市前川三丁目一五番一四号増渕荘一〇二号　被相続人　亡　伊藤　吉藏

右被相続人は平成二十二年八月七日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月十二日埼玉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

新潟県新潟市秋葉区山谷町三丁目一番二五号

相続財産管理人　伊藤　広

限定承認公告

本籍佐賀県唐津市相知町切四六二―三、最後の住所佐賀県唐津市厳木町本山四五六―二

被相続人　亡　小松　正

右被相続人は平成二十二年八月十日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月十六佐賀家庭裁判所唐津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県佐賀市兵庫町藤木八四五―一

相続財産管理人　小松加寿美

損害賠償請求の訴提起の公告

一、訴の提起者　原告　株主　細谷理一

二、受訴裁判所・事件番号　東京地方裁判所立川支部・平成二十二年（ワ）第三三八四号

三、訴の趣旨　当社監査役瀧塚道則、当社監査役志村実、当社監査役安藤隆允に対し、金一億二六七万円及びこれに付随する遅延損害金を当社に支払うよう求める損害賠償請求

四、訴提起の年月日　平成二十二年十一月十二日

五、右のとおり会社法第八四九条第四項の規定により公告します。

平成二十二年十一月三十日

東京都あきる野市菅生一八四七番地

細谷火工株式会社

代表取締役社長　島井武四郎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十一月三十日

東京都新宿区西新宿五丁目五番二号

グレタランド株式会社

代表取締役　藤井　幹正

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十一月三十日

東京都千代田区三番町二八番六号

株式会社ナレッジホールディングス

代表取締役　石橋　広基

金融商品取引業者の解散及び投資運用業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日をもって解散し、投資運用業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十一月三十日

東京都千代田区神田神保町一丁目一四番地一

パシフィックコマーシャル株式会社

代表取締役　齋藤　徹也

金融商品取引業に係る吸収分割の公告

当社は、吸収分割により日興コーディアル証券株式会社（住所　東京都千代田区丸の内三丁目三番一号）に対して当社のリテール銀証協働事業に関する権利義務の一部を承継させることといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定に基づきこれを公告いたします。

なお、効力発生日は平成二十二年一月一日です。

平成二十二年十一月三十日

東京都中央区日本橋兜町七番一二号

ＳＭＢＣフレンド証券株式会社

代表取締役　遠藤　修

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併によりいちよし証券株式会社（住所　東京都中央区八丁堀二丁目一四番一号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第六項に規定する顧客取引の結了の方法おいて当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

なお、効力発生日は平成二十三年一月四日です。

平成二十二年十一月三十日

長崎県佐世保市戸尾町三番六号

佐世保證券株式会社

代表取締役　三浦桂一郎

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一二一	二	四	相続財産管理人弁護士　野澤　公洋	相続財産管理人　野﨑　公洋

平成二十二年十一月十日掲載の宮崎家庭裁判所日南支部に係る平成二十二年（家）第四五六号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

◉号外　十一月三十日付第二五〇号
付第二五二号九六ページ●
一九二ページ●同日付第二五一号四七二ページ●同日
同日付政府調達第二二四号三三ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三〇〇円）　本号一部　一三六円（本体一二三円）　（配送料別）